

下関市公園施設個別施設計画

令和 5 年 11 月

下関市 都市整備部 公園緑地課

1. はじめに

本市では、約 8 割の公園が供用開始後 25 年以上を経過しており、また、初期に設置された公園は 50 年を経過するものもあり、施設の老朽化が著しい状況にあります。今後、さらに老朽化が進むと、重大な事故や施設の利用を停止するなどのリスクが高まることが懸念されます。

これらに対応するため、各施設の撤去・更新を速やかに進める必要がありますが、限られた財源の中では、老朽化の進行に対して、対応が追いついていないのが現状としてあり、安全確保や維持管理費の負担増大が課題となっています。

このため、今後、公園施設の計画的かつ効率的な維持管理の推進を図るため、本計画を策定することといたしました。

本計画では、維持管理手法について、これまでの老朽化・使用不能の段階で新たな施設に更新する『事後保全型管理』から、損傷が軽微な段階で小規模な修繕を行う『予防保全型管理』に転換することで施設の長寿命化を図り、既存施設をより長く大切に利用するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ってまいります。あわせて、部分的な修繕では将来的なライフサイクルコストに繋がらない施設や、利用者・地域ニーズの変遷により機能の見直しが必要な施設については、適宜更新を行います。

本計画により誰もが安全で安心して利用できる公園となるよう、一層取り組んでいきます。

なお、事業実施に当たっては、各年度のばらつきを抑えるため、事業費の平準化を図りながら進めていきます。

2. 個別施設計画の対象施設

計画対象施設は市が管理する公園及び緑地内の施設とする。

(1) 公園整備状況

令和5年4月時点		
管理対象公園数	管理対象公園面積	一人当たり公園面積
444	368.79ha	14.46 m ²

(2) 計画対象公園種別箇所数

令和5年4月時点

街区	近隣	地区	総合	運動	歴史	墓園	広域	広場	都緑	その他	合計
369	15	10	3	2	1	2	1	2	2	37	444

(3) 計画対象公園施設

令和5年4月時点

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	便益施設	管理施設	運動施設	その他	合計
786	175	255	1,383	109	4,360	177	40	7,285

園路広場・・・園路、広場など

修景施設・・・花壇、モニュメントなど

休養施設・・・四阿、ベンチ、野外卓など

遊戯施設・・・ブランコ、滑り台など

便益施設・・・水飲場、駐車場、便所など

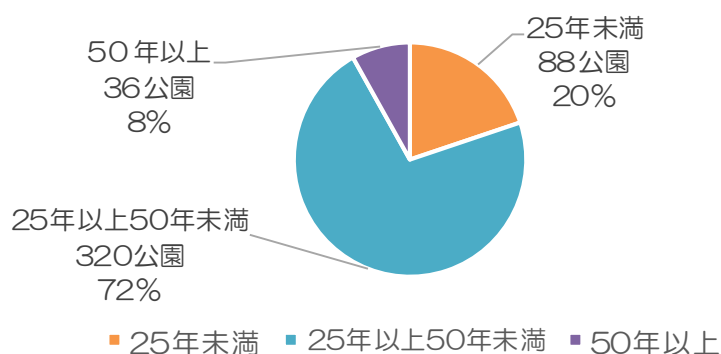
管理施設・・・門扉、照明、案内板、柵など

運動施設・・・陸上競技場、野球場、テニスコートなど

その他・・・記念碑、展望台など

(4) 計画対象公園の供用年数

図1 計画対象公園の供用年数
(令和5年度現在)



3. 計画期間

計画期間は、令和5年度～令和14年度の10年間とする。

4. 維持管理手法

公園には、多種多様で膨大な数の公園施設が設置されており、素材や構造、規模などもそれぞれ異なるため、画一的な維持管理ではなく、それぞれの公園施設の特性に応じた効果的な維持管理を行う。

その維持管理手法については、安全性の確保やライフサイクルコストの縮減などの観点から「予防保全型管理」による維持管理を基本としつつ、劣化・損傷による影響が小さい施設については、「事後保全型管理」による維持管理を行うこととする。

(1) 予防保全型管理

予防保全型管理とは、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し、長持ちさせることを目的として、計画的に対策を行うようにして管理することである。

予防保全型管理を行う公園施設は、劣化や損傷により公園利用者等に重大な影響を与える可能性のある施設であり、便所、管理事務所などの建築物、橋梁、擁壁などの土木構造物や遊具等が、これに該当する。

予防保全型管理を行う公園施設については、構造材、消耗材等の劣化や損傷の状況を確認するための健全度調査を実施し、表1の評価基準により施設の総合的な健全度判定を行い、健全度に応じて、計画的に対策を実施する。なお、法定点検や定期点検(※1)を実施しているものについては、その点検結果に基づき、健全度を判定することとする。

なお、遊戯施設については、健全度B以上の管理水準を維持するものとする。

また、施設の更新を伴う修繕については、公園の利用状況の変化、利用者の要望など地域の実情に沿った公園機能の転換を含めた検討を実施する。

便所については、公共施設マネジメントの方向性や利用状況を勘案しながら計画的に更新を行う。

(※1) 公園施設については、電気事業法、消防法等で定められた法定点検を行っており、また、遊具については、国土交通省の「公園の遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)・別添: 子供が利用する可能性のある健康器具系施設」や一般社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準」、その他の公園施設については、国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】」に基づき定期点検を実施する。

(2) 事後保全型管理

事後保全型管理とは、施設の日常的な維持保全や点検を行いながら、施設の機能が果たせなくなった段階で対策を実施するようにして管理することである。

事後保全型管理を行う公園施設は、劣化や損傷による公園利用者等への影響が小さい施設であり、舗装、汎用品のベンチ、メッシュフェンスなどが、これに該当する。

事後保全型管理を行う一般施設（園路広場、修景施設、便益施設、管理施設等）については、利用頻度の少ない施設の撤去や変更による補修・更新を行うことにより、維持管理費用の軽減に取り組んでいく。

なお、公園施設の日常的な維持保全や点検については、国土交通省の「公園施設の安全点検に係る指針」に基づいて実施する。

また、表1の評価基準により便宜的に健全度の確認を行っておくものとする。

ただし、施設の劣化や損傷が著しく、公園利用者の危険に繋がることが明白な公園施設については、即時の応急対応を行うとともに、早急な改善を行う。

維持管理手法の分類とその対象公園施設を整理すると、表2のとおりである。

表1 健全度判定の評価基準

健全度	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に健全である。• 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理する。
B	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。• 緊急の補修の必要性はないが、維持保全で管理する中で、劣化部分について定期的な観察が必要である。
C	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に劣化が進行している。• 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには、部分的な補修又は更新が必要である。
D	<ul style="list-style-type: none">• 全体的に劣化が顕著である。• 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止又は緊急な補修若しくは更新が必要である。

出典：公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】

国土交通省都市局 公園緑地・景観課（平成30年10月）

表2 維持管理手法の分類とその対象公園施設

分類	予防保全型施設	事後保全型施設
考え方	劣化や損傷により公園利用者等に重大な影響を与える可能性のある施設	劣化や損傷による公園利用者等への影響が小さい施設
管理方法	法定点検や定期点検などにより施設の劣化等の状況を把握し、その進行を未然に防止するよう計画的に対策を実施する。	施設の機能が果たせなくなった段階で対策を実施する。
対象公園施設	管理事務所、便所、遊具など	舗装、ベンチ、柵など

5. 対策の優先順位の考え方

健全度Dに分類される公園施設の修繕及び更新を早急に進めるものとする。ただし、緊急的に更新が必要になれば、点検結果に限らず、更新を行う。

(1) 予防保全型管理を行う公園施設

予防保全型管理を行う公園施設については、定期的に健全度判定を行い、その結果を基に、各公園施設の利用状況等を考慮して対策の優先順位を設定する。施設の劣化や損傷が著しく、事故などの危険性が懸念される場合は、最優先に対策を実施する。

なお、令和5年度に健全度判定を実施した結果は、図2及び表3のとおりであり、対象とした7,285施設のうち、健全度Aが3,291施設（45%）、健全度Bが2,634施設（36%）、健全度Cが715施設（10%）、健全度Dが645施設（9%）となっている。

(2) 事後保全型管理を行う公園施設

事後保全型管理を行う公園施設については、対策の優先順位を設定せず、日常的な点検により劣化や損傷の状態を確認し、施設の機能が果たせなくなった段階で対策を実施する。

ただし、施設の劣化や損傷が著しく、公園利用者の危険に繋がることが明白な公園施設については、即時の応急対応を行うとともに、早急な改善を行う。

図2 健全度別の割合
(令和5年度調査)

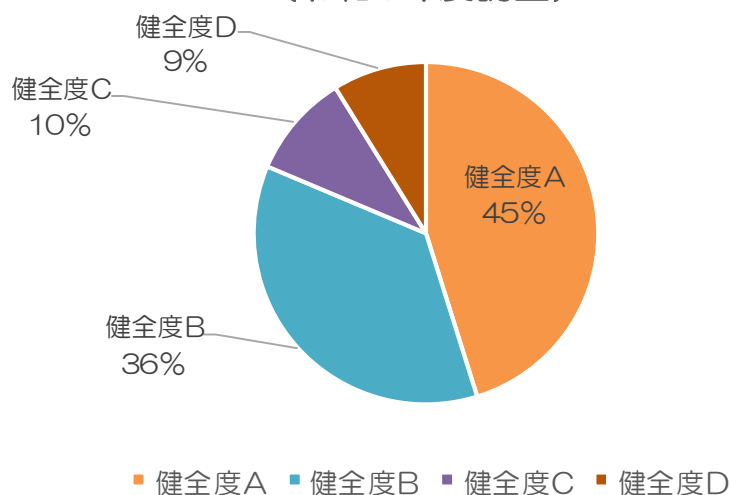


表3 各施設の健全度判定結果 (令和5年度調査)

施設区分	健全度判定				計
	A	B	C	D	
園路広場	262	437	14	73	786
修景施設	87	77	6	5	175
休養施設	156	65	20	14	255
遊戯施設	349	772	209	53	1,383
便益施設	57	36	1	15	109
管理施設	2,329	1,133	419	479	4,360
運動施設	33	96	44	4	177
その他	18	18	2	2	40
計	3,291	2,634	715	645	7,285

6. 対策の内容・実施時期・費用の概算

(1) 対策の内容・実施時期

対策内容及び実施時期は、表4のとおり。なお、予防保全型管理を行う公園施設の健全度判定については、概ね5年ごとに行うこととし、今回は、令和10年度（2028年度）に実施する予定である。

また、健全度Dについては、早期に対策を行うようにする。

表4 対策内容と対策時期

対策内容		対策時期																				
		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)											
予防保全型管理	定期点検	健全度判定	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	維持保全 (保守・清掃・修繕)																					
	更新・補修																					
事後保全型管理	日常点検																					
	維持保全 (保守・清掃・修繕)																					
	更新・撤去																					

(※) 修繕：部分的な修復や消耗材の部品交換などを行うことをいう。

(※) 補修：施設の寿命を延ばすことを目的に大規模な修理や交換を行うことをいう。

(2) 対策費用の概算

522（百万円）【令和5年度～令和14年度の10年間】

(※) 各年度に係る対策費用の概算は表5のとおり。

表5 対策費用の概算

(単位：百万円)

年度	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9～14年度 (2027～2032年度)
事業費	4.9	191	81	84	161

(※) 対策費用は、予防保全型管理及び事後保全型管理を行う公園及び緑地内の施設（遊戯施設を除く）に係る対策費用の合計である。